一般事業主行動計画公表サイト

企業データ詳細

掲載日：2016年03月14日　更新日：2026年07月29日

企業名	株式会社デンソー
認定	
法人番号	9180301014251
代表者	取締役社長　林　新之助
業種	製造業
企業規模	42,317人
企業規模詳細	男性：34,801人　女性：6,998人（2026年3月時点）
所在地	愛知県 刈谷市昭和町１－１
電話	0566-25-5511
主たる事業	自動車関連部品・生活関連機器・産業機器製造販売
企業サイトURL（自社の両立支援に関するページ等）	https://www.denso.com/jp/ja/about-us/sustainability/society/diversity/
くるみん認定	2009年認定 2015年認定
くるみんプラス認定	
トライくるみん認定	
トライくるみんプラス認定	

ページトップへ

男性の育児休業取得率等	**公表前事業年度** 2025年 4月 1日　～　2026年 3月 31日	
	公表前事業年度において配偶者が出産した男性労働者数に対する、公表前事業年度において育児休業等（※）をした男性労働者数の割合	80.4%
	公表前事業年度において配偶者が出産した男性労働者数に対する、公表前事業年度において育児休業等（※）をした男性労働者数及び育児目的休暇（※）を利用した男性労働者数の合計数の割合	99.5%
女性の育児休業取得率	**公表前事業年度** 2025年 4月 1日　～　2026年 3月 31日	
	公表前事業年度において出産した女性労働者に対する、公表前事業年度において育児休業等（※）をした女性労働者数の割合	104.4%
育児休業等の取得の状況に関する備考		
厚生労働省及び都道府県労働局からの均等・両立推進企業表彰またはファミリー・フレンドリー企業表彰の受賞の有無	有り	
イクメン企業アワード		
えるぼし認定	認定段階 1	
プラチナえるぼし認定		
一般事業主行動計画の内容	計画期間：2026年4月1日～2028年3月31日 ＰＤＦ参照	
一般事業主行動計画	一般事業主行動計画のPDF　PDF	
我が社の両立支援の取組（現在実施中又は実施していた取組・実績、育児休業平均取得期間など） ＜育児関係＞	男女問わず、仕事と育児を両立し、両立期間中もいきいきと働けるよう、育児との両立に関する制度の見直しを実施。経済的支援策（ベビーシッター費用補助、早期復職支援金、祝日保育補助）あり。風土醸成の取り組みを強化するための施策（両立支援ハンドブックの作成、セミナー開催）あり。	
我が社の両立支援の取組（現在実施中又は実施していた取組・実績など） ＜介護関係＞	男女問わず、仕事と介護を両立し、両立期間中もいきいきと働けるよう、介護との両立に関する制度の見直しを実施。経済的支援策（介護手当）あり。風土醸成の取り組みを強化するための施策（両立支援ハンドブックの作成、セミナー開催）あり。	

「女性の活躍推進企業データベース」での公表ページはこちら

次世代育成支援対策の実施状況（プラチナくるみん認定企業）

プラチナくるみん認定年	2026年認定
プラチナくるみんプラス認定	
公表年月日	2026 年　7 月　22 日
公表事業年度（※1）	2026 年　4 月　1 日　～ 2027 年　3 月　31 日

ページトップへ

公表前事業年度（※2）	2025 年　4 月　1 日　～ 2026 年　3 月　31 日
公表前々事業年度（※3）	2024 年　4 月　1 日　～ 2025 年　3 月　31 日
公表前事業年度において育児休業等（※4）をした男性労働者数	830人
公表前事業年度において配偶者が出産した男性労働者数に対する、公表前事業年度において育児休業等をした男性労働者数の割合	80%
公表前事業年度において、配偶者が出産した男性労働者数に対する、公表前事業年度において育児休業等をした男性労働者数及び育児目的休暇制度（※5）を利用した男性労働者数の合計数の割合	114%
育児目的休暇制度の具体的内容	・配偶者が出産したとき利用できる休暇（5日間/年） ・子に関わる行事や看護等で利用できる休暇（5日間/年） ・未就学児の子を養育するための休暇（10日間/年）
公表前事業年度において出産した女性労働者数に対する、公表前事業年度において育児休業等をした女性労働者数の割合	104%
公表前事業年度において、フルタイムの労働者等1人あたりの各月ごとの時間外労働及び休日労働の合計時間数	1月：19時間　2月：19時間　3月：20時間　4月：18時間　5月：18時間　6月：19時間　7月：21時間 8月：16時間　9月：20時間　10月：20時間　11月：18時間　12月：18時間
公表前事業年度において、平均した1か月あたりの時間外労働時間が60時間以上である労働者数	0人
育児休業に関する制度に準ずる措置	子が小学校卒業前までに通算3年育児休業取得可能
所定外労働の制限	子が小学校卒業前まで所定外労働の制限制度利用可能
短時間勤務制度	子が小学校卒業前までに通算４年短時間勤務取得可能
フレックスタイム制度	フレックスタイム制度あり
始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げの制度	フレックスタイム制度、短時間勤務は二つの勤務帯で選択可能
事業所内保育施設の設置運営	事業所内保育施設あり
育児に要する経費の援助措置等	ベビーシッター費用補助、早期復職支援金、祝日保育費用補助あり
所定外労働の削減のための措置の内容	（47）に掲載
年次有給休暇の取得の促進のための措置の内容	・年次有給休暇取得の目標値を設定し、モニタリングを実施 ・職場での計画的な有休取得促進活動を推奨
短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他の働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置の内容	・短時間勤務制度あり ・在宅勤務制度あり ・育児・介護のための遠隔地勤務制度あり ・ボランティア休暇制度あり
公表前事業年度の平均年次有給休暇取得率	92%

ページトップへ

公表前々事業年度において出産した女性労働者数に対する、公表前事業年度に在職している又は在職していた女性労働者数の割合	99%
育児休業等をし、又は育児を行う女性労働者が就業を継続し、活躍できるような能力の向上又はキャリア形成の支援のための取組に係る計画の内容	（48）に掲載
内容の実施状況	（49）に掲載
公表前事業年度において出産した女性有期雇用労働者数	8%
公表前事業年度において育児休業等をした女性有期雇用労働者数	6%
公表前事業年度において出産した女性有期雇用労働者数に対する、公表前事業年度において育児休業等をした女性有期雇用労働者数の割合	75%
男性の育児休業取得期間の延伸のための措置	男性育休の平均取得期間の目標値を設定し、社員へ周知
育児休業等をし、または育児を行う労働者が、職業生活と家庭生活との両立を図りながら、その意欲を高め、かつその能力を発揮することで活躍できるような能力の向上またはキャリア形成の支援のための取組にかかる計画の内容	育児と両立する社員のキャリア形成支援
育児休業等をし、または育児を行う労働者が、職業生活と家庭生活との両立を図りながら、その意欲を高め、かつその能力を発揮することで活躍できるような能力の向上またはキャリア形成の支援のための取組にかかる計画の実施状況	・育児との両立支援セミナーを定期開催 ・育休取得者は上司と育休前後面談を実施 ・キャリア相談室の周知

※1 公表を行う日の属する事業年度（各事業主における会計年度）

※2 公表を行う日の属する事業年度の前の事業年度

※3 公表を行う日の属する事業年度の前々事業年度

※4 育児・介護休業法第２条第１号に規定する育児休業のか、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するための休業

※5 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者を対象とした企業独自の育児を目的とした休暇制度（例：失効年休の育児目的での使用、配偶者出産休暇等）

検索へ戻る　検索一覧へ戻る

(C)Ministry of Health, Labour and Welfare, All Rights reserved.

ページトップへ